

一関市監査委員告示第 102 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年 12 月 27 日

一関市監査委員 小 川 四 郎
一関市監査委員 佐 藤 重
一関市監査委員 小 山 雄 幸

記

- 1 定期監査の結果の報告 令和元年 11 月 27 日付け監第 08011 号
- 2 対象部署及び事項 国民健康保険藤沢病院に係る【注意事項】
- 3 措置を講じた旨の通知 別添のとおり

藤病第 09002 号
令和元年 12 月 2 日

一関市監査委員 小 川 四 郎 様
一関市監査委員 佐 藤 重 様
一関市監査委員 小 山 雄 幸 様

一関市病院事業
病院事業管理者 佐藤 元美

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年 11 月 27 日付け監第 08011 号で通知のあったこのことについて、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

国民健康保険藤沢病院定期監査

（令和元年 7 月 26 日実施）

監査の結果	措置状況等 (措置の状況を具体的に記載のこと)
<p>【注意事項】 行政財産使用料の免除に当たり、行政財産使用料減免申請書の提出がない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。</p>	<p>(1)改善・是正の状況 該当する事業所から令和元年度行政財産使用料減免申請書を受領し補完した。</p> <p>(2)事の原因 該当する事業所は社会福祉法に定められた組織で当市の公共福祉の重要な役割を担っており、長期間に渡って対象物件の使用を許可してきた経緯から、一関市行政財産の使用の許可に関する規則の確認を怠り、同規則第 9 条に定める減免申請書の提出が未徴収であった。</p> <p>(3)今後の再発防止策の内容 今後の行政財産使用許可については、申請受付時点において規則と照合、確認を徹底し再発防止に努めます。</p>